

令和3年度新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業に関する Q&A（第1版）

令和3年7月26日

※ 以下は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A」等に基づき作成しています。内容に追加変更等があった場合は随時更新（県 HP 上での掲載）します。

（1）本事業の対象となる医療機関は、どのような医療機関ですか。

- 本事業は、救急医療・周産期医療・小児医療等を担う次の①～⑦の医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」といいます。）を診療する医療機関として県に登録された医療機関（保険医療機関に限る）を対象とします。
 - ①救命救急センターその他の三次救急医療機関
 - ②二次救急医療機関
 - ③総合又は地域周産期医療センター
 - ④地域周産期病院
 - ⑤小児中核病院
 - ⑥小児地域医療センター
 - ⑦その他の救急医療機関（精神科救急医療機関等）であって知事が特に認めるもの
- 上記⑦については個別に県までご相談ください。なお、「精神科救急医療機関」については、「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、都道府県若しくは指定都市から、病院群輪番型若しくは常時対応型の精神科救急医療施設又は身体合併症救急医療確保事業施設として指定された医療機関が該当します。

（2）本事業でいう「疑い患者」とは、どのような患者を指しますか。

- 下記のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない患者を指します。
- なお、他の疾病が原因である可能性が高いケースも含め、新型コロナウイルス感染症に感染した可能性のある患者を特に排除するようなことをせず、発熱や咳等の症状のある患者を一律に受け入れて診療し、感染の疑いを判断するというような場合も、「疑い患者を診療する」に該当します。

【参考】感染症法上の擬似症患者の例

（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」による）

- ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
 - ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
 - ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

（3）本事業でいう「疑い患者を診療する」とは、どのようなことが必要ですか。

- 「診療」は「外来」を指しますが、救急隊から疑い患者の受入要請があった場合、一時的にでも当該患者を受け入れて頂くことが必要となります。このため、病床の確保までは必須ではありませんが、可能な限り入院医療体制を確保してください。
- なお、PCR 検査の検体採取を行うことは必須の要件ではありません。

（4）新型コロナウイルス感染症の陽性が確定した患者の入院を受け入れていれば、本事業の対象となりますか。

- 陽性が確定した患者を受け入れていても、「疑い患者」を受け入れない場合は、本事業の対象外となります。

(5) 「疑い患者を診療する医療機関」として県に登録されるには、どのような手続が必要ですか。

- 本事業の「事業計画書」において、登録の可否を確認することとしており、「登録」を選択した事業計画書を提出頂くと、「登録」となります。

(6) 「疑い患者を診療する医療機関」として県に登録されると、どのような影響がありますか。

- 登録した医療機関は、県が作成する「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」リストに掲載され、患者の受入調整を行う県・保健所設置市等の関係部署、消防機関その他患者の受入調整に従事する関係者との間で共有し、これらの機関から、疑い患者の受入要請が行われる予定です。
なお、リストを一般に公表する予定はありません。

(7) 疑い患者の受入要請があった場合には、必ず受け入れる必要がありますか。

- 「疑い患者を診療する医療機関」として登録したにも関わらず、特別な事情もなく要請を断るなどの実態が発覚した場合は、補助金の趣旨・目的を達成したとはみなされず、補助金の返還を求める可能性があります。
- 特に、救急隊から疑い患者の受入要請があった場合、一時的にでも当該患者を受け入れてください。ただし、受入患者の入院加療が必要と判断された場合、受け入れた医療機関の空床状況等から、他院への転院搬送を行うことは差し支えありません。

(8) 交付決定までに行われた事業でも補助対象とできますか。

- 補助金交付要綱等に合致する事業であれば、令和3年4月1日以降に発生した経費を対象事業費に含めて頂いて差し支えありません。4月1日より前に開始した事業であっても、4月1日以降に発生した費用は対象となります。

(9) 補助対象は、列挙された設備等に限定されますか。

- 列挙された10の設備等に限定されます。

例：「HEPAフィルター付きパーテーション」は、補助対象となりますが、受付窓口設置の「クリアパーテーション」は、補助対象となりません。

(10) 「疑い患者受入れのために新設、増設する病床の設置に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品」は、どのような内容ですか。

- 「新設、増設する病床の設置に伴う初度設備」とは、疑い患者を受け入れるために病床を新設又は増設する際に初めて整備する設備のことを言います。また、対象経費には設備自体の整備費は含まず、設備整備に伴い、必要となる消耗品や備品のみが対象となります。
- なお、「疑い患者を受け入れる病床」の新設、増設に伴う経費のみが対象ですので、疑い患者について外来だけで対応する予定の医療機関は申請できません。

(11) 上記需要品等について、一般患者用の病床を疑い患者用の病床に転換した場合や、休床病床を疑い患者用に転換した場合も「新設、増設」に含まれますか。

- 「疑い患者を受け入れる病床を新設、増設する」ものであると説明できるものであれば対象となり得ます。

(12) 上記需要品等の基準額は、「1床あたり 133,000 円」とされていますが、病床数はどのように計算しますか。

- 「疑い患者を受け入れるために新設、増設する病床数」です。病院の許可病床数や稼働病床数ではないのでご注意ください。

(13) 「個人防護具」の基準額は、「1人あたり 3,600 円」とされていますが、どのように計算しますか。

- 疑い患者を受け入れた期間（PCR 検査等の結果、陽性又は陰性が確定するまでの期間に限る）について、患者 1 人につき 1 日あたり 3,600 円が基準額となります。また、患者 1 人に複数の医療従事者が対応する場合には、患者 1 人 3,600 円×医療従事者人数が基準額となります（例：医療従事者が 3 人の場合、10,800 円）。
- 将来の患者受入を想定して申請する場合には、疑い患者を受け入れた場合に通常対応する医療従事者の人数を想定して申請額を計算してください。

(14) 「簡易陰圧装置」の基準額は、「1床あたり 4,320,000 円」とされていますが、どのように計算しますか。

- 「疑い患者を受け入れる病床数」です。(10)の「需要費等」と異なり、新設、増設されたものであることは必要ありません。

(15) 「簡易診療室及び付帯する備品」について、簡易診療室を設置するために必要な工事費や設計費等を含んでよいでしょうか。

- 簡易診療室（テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等の外来診療を行う診療室）を設置するのに必要な経費と説明できるのであれば対象となります。屋外に設置する場合でも「簡易診療室」として診療に使用する場合は、対象となります。

(16) 「簡易診療室及び付帯する備品」について、令和2年度に簡易病室や簡易診療室を設置した医療機関において、令和3年度も継続して設置している場合、付帯する備品のみの購入は可能でしょうか。

- 「簡易診察室及び付帯する備品」については、簡易診療室を整備する際に必要となる付帯する備品も補助対象としているものであり、付帯する備品のみの購入は補助対象となりません。

(17) 「疑い患者の診療に要する備品（救急医療を担う医療機関のみ）について、どのようなものを想定していますか。

- 救急診療のために交換が必要な備品（ビデオ咽喉鏡等）を想定しています。

(18) 本事業の基準額は、「税込み」での額になりますか。

- 基準額は、「税込み」になります。
- なお、対象経費に仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを減額して申請をお願いします。また、補助対象経費に上記相当額が含まれていると判明した場合は、事後に補助金の一部返還が必要となります。

(19) リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となりますか。

- リースの場合は、「使用料及び賃借料」が補助対象となります。なお、前払いにより支払いを行っている場合は、補助対象期間中の使用に係る費用のみが対象となります。
例：R3. 4. 1～R4. 3. 31 の1年間のリース代を前払いする場合でも、R3. 4. 1～R3. 9. 30 の6カ月分に相当する額のみが補助対象経費となります。
- 工事費については、設備等の整備に関し必要な工事に係るものは対象となります。なお、事業計画書の費目では「工事費」として一括で記載するのではなく、「備品購入費」、「材料費」、「委託料」等で内容を分けて記載してください。
また、いずれの場合でも、整備した設備に係るランニングコストである光熱水費は補

助対象外です。

(20) 本事業で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続が必要となりますか。

- 事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。
- いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。
- なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付して頂くこととなります。

(21) 事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となりますか。

- 元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースで対応すべきと考えております。
- その上で、購入によらざるを得ず、交付の目的を達成したものとして廃棄することが適切な場合は、廃棄に係る経費は補助対象となります。